

4月12日(日)

4月26日(日)

県知事・県議会議員選挙

市長・市議会議員選挙

投票時間 午前7時～午後8時

(白木1・2丁目は 午後7時まで)



踏み出せば 政治が変わる 私も変わる

(標語：平成26年度松陵中学校3年4組の作品)

一部の投票所が変わります

投票所が 変わる地区	(今までの投票所) ←
刀根、杉箸	新しい投票所 ←
(刀根公会堂)	
杉箸集会場	

入場券は郵送します

●入場券は、直接郵送します

入場券は、1人1通のハガキとなります。投票所には入場券を忘れずにお持ちください。

●届かないときは問い合わせを

有権者全員の入場券を一斉に郵送します。

知事・県議会議員選挙については4月9日(木)、市長・市議会議員選挙については4月23日(木)までに入場券が届かない場合、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

なお、入場券は他の郵便物等に付着している場合などもありますのでご注意ください。

また、同じ世帯にお住まいでも別の日に届く場合があります。

●投票は指定された投票所で

投票所は入場券に書いてあります。確認のうえ、指定された場所で投票してください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

※投票の際には、宣誓書に住所、氏名等必要事項を記入するとともに、記載されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択します。

●期日前投票のできる期間

【知事選挙】

3月27日(金)～4月11日(土)

【県議会議員選挙】

4月4日(土)～4月11日(土)

【市長・市議会議員選挙】

4月20日(月)～4月25日(土)

●時間 午前8時30分から午後8時

(土・日曜日投票できません)

●場所 市役所4階講堂

※入場券をご持参ください。入場券をお持ちでない場合、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

●郵便等による不在者投票 (重度の障がいがある方)

身体に重度の障がいがあり、次のいずれかに該当し自ら投票の記載をすることができず、郵便等による不在者投票ができます。

投票できる方

この選挙で投票できる方は、次の要件を満たし選挙人名簿に登録されている方です。

【知事選挙】

平成7年4月13日以前に生まれた方で、平成26年12月25日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

【県議会議員選挙】

平成7年4月13日以前に生まれた方で、平成27年1月2日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

【市長・市議会議員選挙】

平成7年4月27日以前に生まれた方で、平成27年1月18日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

最近、住所を変更した方 住所を変更する方

●市内で転居した場合

市内で住所が変わった方は、以前の住所地での投票所となる場合があります。入場券でお確かめください。

●市外へ転出した場合

一 知事・県議会議員選挙
本市の選挙人名簿に登録され、平成27年1月3日以後に県内の他の市町へ転出のため住所変更手続き

をした方で、その転出が1回限りである場合は、敦賀市の投票所(期日前投票所を含む。)で投票ができます。また、敦賀市の各投票所に来られない場合は、敦賀市に不在者投票の請求をすることができます。

いずれの場合も、県内の市町長が発行する「同一県内居住証明書」が必要です。

二 市長・市議会議員選挙

投票日までには他の市町村へ転出した方は、市長・市議会議員選挙のいずれも投票はできません。

●市外から転入した場合

一 知事・県議会議員選挙

県内の他の市町の選挙人名簿に登録され、平成27年1月3日以後に「敦賀市」へ転入のため住所変更手続きをした方で、その転入が1回限りである場合は、転入する前の市町の投票所(期日前投票所を含む。)で投票ができます。また、転入前の市町の各投票所に行けない場合は、転入する前の市町に不在者投票の請求をすることができます。

いずれの場合も、県内の市町長が発行する「同一県内居住証明書」が必要です。

二 市長・市議会議員選挙

「敦賀市」へ転入のための住所変更手続きが平成27年1月19日以後の場合には選挙権はありません。

め市選挙管理委員会の委員長に届け出た方(選挙権を有する方に限る。)に投票に関する代理記載をさせることができます。

●身体障害者手帳を持っている方

上肢または視覚に1級の障がいがある方

●戦傷病者手帳を持っている方

上肢または視覚に特別項症から第2項症の障がいがある方

※代理記載の方法による投票を行うためには、「郵便等投票証明書」の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続および代理記載人となるべき方の届出の手続きを行っておく必要があります。

代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により字が書けない方は「代理投票」を投票所の係員に申し出てください。

また、目の不自由な方のために、各投票所に点字器と点字投票用紙を用意してありますので、係員に申し出てください。

問合せ先

敦賀市選挙管理委員会事務局 (総務部総務課内) ☎22・8101



花換まつり

4月1日(水)～15日(水)

※福娘との花換えおよび花換抽選会は2日から
金崎宮境内・金ヶ崎公園およびその周辺

- ※ 福娘との「花換え」
- ※ 豪華賞品が当たる「花換抽選会」
- ※ 地元団体による「演奏演舞」
- ※ 期間限定の金崎宮の小判型お守りや破魔矢などが当たる
- ※ 夜桜を幻想的に照らす「花換神事」
- ※ 「夜桜ライトアップ」

(期間中18時から22時まで)

敦賀の春の恒例行事となりました「花換まつり」を桜の名所「金崎宮」で開催します。花換まつりは人と人とを結ぶ「縁結び」のお祭りです。手に持った桜の小枝に想いを託し「花換えましよう」と声を掛け合い、交換し合うことにより幸せになれるといわれています。

期間中の催し

恋の成就祈願祭

参加者募集

とき 4月5日(日) 11時～14時

※着付け希望の方は、8時30分に市民文化センターに集合してください。

ところ 金崎宮

参加資格 当日に和服で参加できる未婚の女性

※希望の方にはこちらで着付けを行います。

募集人数 50人(先着順)

応募方法

①住所②氏名③年齢④生年月日⑤連絡先⑥着付け希望の有無を明記の上、郵送、FAXまたはメールにて申込み(持参可)

※個人情報参加受付の目的以外、一切使用しません。

応募締切 3月27日(金)必着

※参加者には、抽選で商品券1万円分など豪華賞品をプレゼント!

募集

婚活イベント

参加者募集

今年も縁結びのお祭り「花換まつり」にちなみ、花換神事や桜の小枝交換、この他に敦賀ならではの体験をする婚活イベントへの参加者を募集します。

桜の小枝が結ぶ素敵な出会いにご期待ください。

とき 4月12日(日)

募集人数 男女各50人

※その他詳細については、後日敦賀観光協会ホームページにてお知らせします。

HP <http://www.tsuruga.org/>

問合せ先

〈平日〉

(一社)敦賀観光協会事務局
☎22・8167

〈土日祝〉敦賀観光案内所
☎21・8686

申込先

(一社)敦賀観光協会事務局
〒914-0051
敦賀市本町2丁目1-10
☎22・8167
FAX 22・8197

✉ info@tsuruga.org

より探しやすく、より便利に 敦賀市ホームページが新しくなりました!

<http://www.city.tsuruga.lg.jp/>

※トップページのURLに変更はありません。

市では、ホームページを利用される皆さんに、必要な情報をより探しやすく、より分かりやすくお伝えするため、ホームページを全面リニューアルしました。



デザインを一新

港まち敦賀をイメージした青色を多用し、親しみやすく統一感のあるデザインを採用しました。

必要な情報を素早く検索

必要な情報に早く、簡単にたどりつけるよう、シーン別やカテゴリ別で探せるようになりました。

みんなが使いやすいよう

障がいのある方や高齢の方にも配慮したアクセシビリティ(誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できること)を確保し、利用される皆さんの閲覧をサポートします。

つるがいつでもナビ

イベント・観光・文化などの情報を集約し、市の魅力を発信します。

スマートフォン、タブレット端末への対応

パソコンからだけでなく、スマートフォンやタブレット端末からも快適に利用できます。

★お願い★

リニューアルに伴い、トップページ以外のURLが変更となりました。「お気に入り」などに登録されている方は、変更をお願いします。



問合せ先 情報管理課 ☎22-8114

冬眠から覚める ツキノワグマに注意！

雪が解け、春になると山菜採りなど、山を楽しむ季節がやってきます。しかし、春はツキノワグマが冬眠から目覚めるシーズン。冬眠明けのクマと遭遇しないように、山に入るときには細心の注意をはらいましょう。



クマと遭遇しないために

クマとの遭遇を避けるため次のことに注意しましょう。

① 入山する地域のクマの出没状況を事前に確認！
市民から寄せられたクマの目撃情報は市ホームページに随時掲載します。



クマを引き寄せない！

春先の冬眠明けでお腹をすかせたクマは、食べ物求めて活発に動きまわります。クマを集落に引き寄せないよう、山際の住民の方は次のことに注意しましょう。

① 畑の作物のくずを捨てない
人間が捨ててしまう作物でも、動物にとってはごちそうです。作物の味に慣れ、その場所をえさ場として居座ってしまう危険性があります。

② 屋外に生ゴミを捨てたり、置いたりしない
民家のまわりに捨てられたり、置かれたりした生ゴミの匂いを嗅ぎとって、クマが食べにくることがあります。生ゴミは適切に処理しましょう。

クマと遭遇しないために

③ 入山する地域のクマの出没状況を事前に確認！
市民から寄せられたクマの目撃情報は市ホームページに随時掲載します。



万一クマと遭遇してしまったら

● 遠くにクマがいる場合
すみやかにその場から離れましょう。

● 至近距離でクマに出会ってしまった場合
クマに背を向けず、クマを見ながらにゆっくりと後退しましょう。クマは逃げるものを追う習性があり、人間より早く走ることができると、走って逃げるのは非常に危険です。あわてず、急がずその場を離れることが一番大切です。

民家近くでクマを目撃した場合は、農林水産振興課または警察署へご連絡ください。

【連絡先】

農林水産振興課 ☎ 22・8196
敦賀警察署 ☎ 25・0110

ツキノワグマの足跡



前足

後ろ足

有害鳥獣害対策

狩猟免許をとろう！

市では、シカやイノシシなど、農作物や山林に被害を与える有害鳥獣対策として、狩猟免許の取得を呼びかけています。シカやイノシシなどでお困りの方は、「自分の農地は自分で守る！」という意識で、この機会に一度考えてみてはいかがでしょうか。



狩猟の役割

狩猟とは、猟銃やわなどを用いて野生の鳥獣を捕獲することです。元々は食べたり毛皮を利用するために行われていましたが現在は、農林水産業や生態系に悪影響を及ぼす鳥獣（有害鳥獣）の個体数を調整するという自然保全上の大きな役割も担っています。

有害鳥獣は狩猟鳥獣に定められているため、捕獲するには狩猟免許が必要になります。また、狩猟できる期間も定められています。



狩猟免許の種類

狩猟免許は用途に応じて4種類あります。免許により使える猟具が異なります。

免許の種類	使用できる猟具の種類
網猟免許	網
わな猟免許	わな（はこわな、くりわな、囲いわな、はこおとし）
第1種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃） 空気銃
第2種銃猟免許	空気銃

猟銃も使い、わなも張ってみたいという場合、第1種銃猟免許とわな猟免許の2種類が必要です。

また、実際に狩猟を行う際は、現地都道府県に狩猟登録をする必要があります。

狩猟できる期間

狩猟は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」で定められた期間内に実施できます。福井県では毎年11月から3月中旬まで、狩猟登録を行ったハンターは山中で狩猟活動ができます。

また、市の委嘱を受けた有害鳥獣捕獲隊は年間を通して有害鳥獣の捕獲を実施しています。



狩猟免許について

狩猟免許は年に3度受験機会があり、昨年は3月と7月に嶺北で、8月に嶺南で実施しています。実施要領と申請書は、嶺南振興局一州農林部や、市農林水産振興課で求めることができます。

■費用

《受験料》

- ① 新たに狩猟免許を取得しようとする人 5,200円
- ② 狩猟免許取得者で新しく別の免許を取得する人 3,900円

《医師の診断書》

診断書の発行にかかる費用は病院によって異なります。

※既に各種銃猟免許を取得してい

て、猟銃・空気銃所持許可証を所持している場合は必要ありません。※この他に、狩猟期間前に狩猟登録等の費用が必要となります。

■試験内容

- ① 身体能力を検査する適性試験
- ② 各種狩猟に関する法律や猟具および鳥獣などに関する知識試験
- ③ 猟具の取り扱いや鳥獣の判別および距離の目測を行う技能試験

■準備講習

福井県猟友会が、事前に初心者を対象とした準備講習会を開催し、狩猟免許取得に必要なポイントを講義しています。

【受講料】

- ① 9,000円（初心者用、2日間受講）
 - ② 7,000円（経験者用、1日間受講）
- 準備講習受講料は、全額補助金が支給されます。

狩猟を安全に行うためには、自然における生き物の命の尊さや野生鳥獣の生態を学び、技能やルールを身につけることが大切です。あなたも奥が深い狩猟の世界を体験してみたいかがでしょうか。